

足立区長定例記者会見

平成27年9月14日(月) 午後2時00分~ 足立区役所 中央館8階 特別会議室

《次第》

1	平成り	6	年度普通会計決算の状況	Į
1	一ルとと	U	十尺日四云山从开以外川	u

2			i路の研 ・ーカー	筐保と ∙設置を支援	受します	• •		•	•	•	•	•	•	•	1
3	1 0	月から	らいよい	よ始まります	すマイス	トンバ	一制]度		•	•	•	•	•	5
4	そ	の	他												
5	質		紀												

【担当】広報室 報道広報課 03(3880)5816





 定
 例
 記
 者
 会
 見
 資
 料

 平
 成
 2
 7
 年
 9
 月
 1
 4
 日

 建
 築
 室
 建
 築
 調
 整
 課

 田中課長(3
 8
 8
 0
 5
 2
 4
 8

緊急避難路の確保と 感震ブレーカー設置を支援します

今後30年以内に70%の確率で発生すると予測される首都直下地震に備え、 区では、不燃化促進事業をはじめ、耐震化促進事業や老朽家屋対策事業、細街路 整備事業などの施策を進めてきました。

今回、これらの施策効果を補完させるしくみとして、新たに、緊急避難路の確保と感震ブレーカー設置を支援する制度をつくり、11月1日より運用を開始します。

地震に関する地域危険度測定調査

(平成25年9月) 16町丁目

2 1 町丁目

2 3 町丁目

足立区

建物倒壊危険度

火災危険度

総合危険度

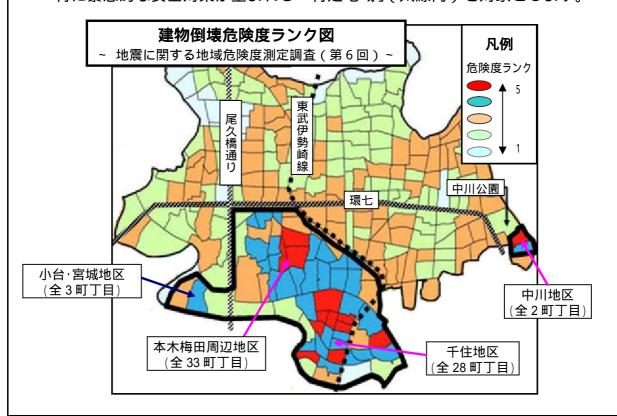
地域危険度

上位100町丁目にランク

23区の中でも非常に危険な状況

新規事業の対象区域

特に緊急的な安全対策が望まれる「特定地域」(太線内)を対象とします。

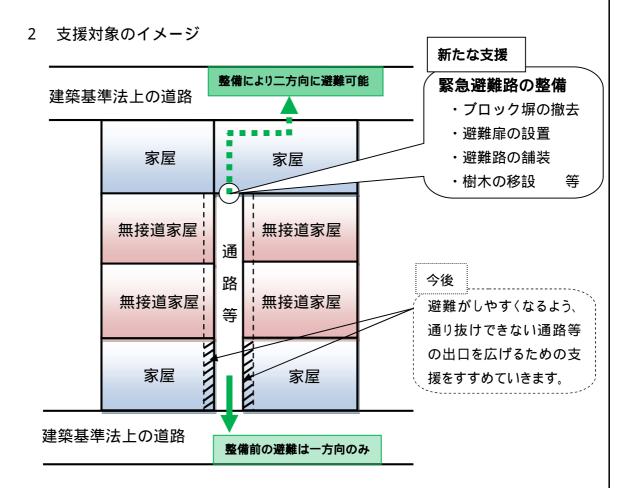


緊急避難路の確保を支援します

【補正予算額 1,200千円】

1 制度概要

老朽化が進む無接道家屋の建替えを進める上で、木造住宅密集市街地内に存在する行き止まりの道路及び通路に関して、災害時における二方向避難を可能とする任意の通行協力が得られる場合には、区が避難路の整備にかかる費用を助成します。



3 支援対象となる整備種別と助成額等

整備種別	概要	助成額等		
緊急避難路の 整備助成	二方向避難を可能とする任意の協力に対して、塀等の撤去や避難扉等の設置に関する整備費用を助成	上限30万円		

整備にご協力いただける方は、事前に建築調整課にご相談ください。

23 区 初!

感震ブレーカー設置費用を助成します【補正予算額 4,000千円】

【補正予算額 4,000千円】 (80,000円×50件)

1 制度概要

東日本大震災や阪神・淡路大震災で発生した火災の6割以上が電気に起因する火災と言われています。

災害時や、避難所等へ避難している間、電気が復旧した際に発生する「通電火災」対策に有効な手段として、設定値以上の震度の地震発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」を設置した場合に、機器購入と工事の費用を助成します。

2 補助対象製品 【感震機能付住宅用分電盤ガイドライン JWDS0007 付2で定めるもの】

分電盤タイプ



本体価格:約5~8万円

- ・分電盤に内蔵されたセンサーが揺 れを感知し電力供給を遮断
- ・電気工事が必要

外付け(リレー)タイプ



本体価格:約2~4万円

- の外付けタイプすでに漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能
- ・電気工事が必要だが、分電盤の下 流に設置するので、 より取り付 けが容易

3 支援対象となる世帯と助成額

	一般世帯	特例世帯					
助成	費用の 2 / 3 上限 5 万円	費用の10/10 上限8万円					
額							
		左記の内					
	「特定地域 」内の 旧耐震基準の	ア)70歳以上の単身者世帯					
対象	木造住宅に居住する個人	イ)75歳以上の方のみの世帯					
XISK	(昭和56年5月以前に建築	ウ)要介護者の方が含まれる世帯					
	確認を受けた建物)	エ)障がい者の方が含まれる世帯					
		オ)非課税の方のみの世帯					

11月1日より 申込受付開始

4 手続きの流れ

1 電気工事店へ 見積り依頼 補助対象の方は、お近くの電気工事店への相談、見積り依頼をし、設置する電気ブレーカーと費用を決めます。

2 申込み

工事の前に、建築安全課へ申込書を提出します。



3 設置工事

先着順に受け付け、助成対象であることが確認できた方 に、申請書を送付します。

設置工事の際には、一旦工事費等を全額お支払いいただき ます。



4 助成金お振込み

設置工事が終わり、必要書類を提出いただいた後に、区役 所から助成金をお振込みします。

【問合せ先】

緊急避難路の確保の支援に関すること

建築室 建築調整課長 田中 靖夫 電話(3880)5248 感震ブレーカー設置工事助成に関すること

建築室 建築安全課長 渡辺 隆史 電話(3880)5317



定 例 記 者 会 見 資 料 平 成 2 7 年 9 月 1 4 日 区民部個人番号カード交付担当課 坂田課長(3880)5698

10月からいよいよ始まります マイナンバー制度

今回お知らせしたい3つのポイント

ポイント1

9月24日から「足立区マイナンバーカードコールセンター」を開設します 手続きのことでお困りの際にはお電話ください

ポイント2

10月中旬以降、区民の皆様全員にマイナンバーが通知されます 個人番号カード交付までの流れをわかりやすく説明します

ポイント3

事業主の皆様も10月以降、従業員等のマイナンバーを取り扱います 取り扱いの注意点などをお知らせします

ポイント1

「足立区マイナンバーカードコールセンター」を設置します

マイナンバーの手続きでお困りの場合は、下記にお問い合わせください

足立区マイナンバーカードコールセンター

カンパーイイミ 03-3880-7133 (9月24日(木)から)

平日 午前8時15分~午後5時15分(土日祝・年末年始を除く)

上記時間以外は、「**お問い合わせコールあだち」(03-3880-0039)**で もご質問をお受けいたします。【毎日午前8時~午後8時(1月1日~3日除く)】

【マイナンバー制度全般についてのお問い合わせは】

内閣府コールセンター

0570-20-0178

平日 午前9時30分~午後5時30分(土日祝・年末年始を除く)

ポイント2

マイナンバーの通知から個人番号カード交付までの流れ

はじめに知っておいてください

マイナンバーのカードは2種類!!

~ 紙の「通知カード」とプラスチックの「個人番号カード」~

「通知カード」と「個人番号カード」の違い

	通知カード	個人番号カード				
特徴	通知力=ド 個A服务 1234 5678 9012 Re 番号 花子 ロボ ○ 県□□市公山町○丁目○番地▽▽号 平成元年3月31日生 性別 女 カモロ 千成27年18月36日	展集 番号 花子 銀牌 県 市 町 丁目 番地 号 (金属女) 平成元年 9月31日生 2025年 9月31日まで有効 市長 (金属女) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				
	<u>【紙製】</u> すかし入り	<u>【プラスチック製】</u> 顔写真、ICチップあり				
取得方法	住民登録されている方全員 に簡易書留で送付	申請により 区の交付窓口で 交付(通知カードと引き換え)				
身分証明になるか	ならない	なる				
行政手続き等にお ける本人確認書類	必要	不要 (これ 1 枚でO K)				
発行手数料	無料	無料				
有効期限	なし	発行日から 10 回目の誕生日 まで(20 歳未満は5年)				
諸証明のコンビニ交付	できない	できる				
e - Tax	できない	できる				

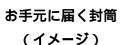
個人番号カードを持てば、手続きなどがより便利になります!!

10月中旬以降

1 「通知カード」(紙のカード)が届きます

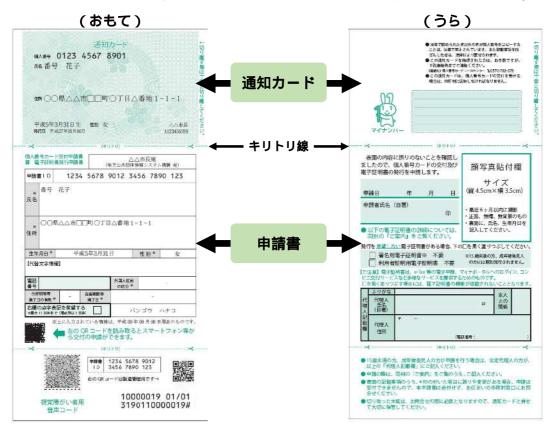
住民票を持つすべての方に、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)から通知カードが、転送不要の簡易書留の封筒で届きます。

(世帯全員分が1通の封筒に入っています。9人以上の世帯は2通になります)





通知カードと一緒に、「個人番号カード」の申請書も同封されています。



注意!

通知カードは、個人番号カード の取得の際に必要となります。

申請しない場合でも、通知カードと「本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)」のセットで、社会保障・税・災害対策の行政手続に必要となります。

通知カードは大切に保管してく ださい。再発行には手数料がかか ります(500円)。



通知カード

- ・通知カードは切り離してお使いください。
- ・おもに行政手続きでのみ使用するため、 常に持ち歩く必要はありません。

やむを得ない理由で住民票の住所地で受け取ることができない方へ

手続きをすれば現在の居所に通知カードを送付することが可能です。

9月25日(金)までに、本人確認書類を添付した「居所情報登録申請書」を住民票のある市区町村へ持参または郵送してください。

対象となる方

東日本大震災による被災者

- DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者
- 一人暮らしで長期間医療機関・施設等に入院・入所している方 など



より便利な「個人番号カード」の交付をご希望される方は、 次の【「個人番号カード」の申請】に進んでください。

マイナンパーキャラクター マイナちゃん

2 「個人番号カード」(プラスチックのカード)の申請

申請の前にご確認ください!!

Q 顔写真付きの「住民基本台帳カード」をお持ちですか?

A 1 持っている (有効期限まだ先) 有効期限まで個人番号カードとほぼ同様に使えますので、すぐに個人番号カードに交換する必要はありません。ただし、e-tax等で使用する公的個人認証の有効期間は3年間なので、期限を確認してください。

A 2 持っている (有効期限近い) 12月28日までは住基カードの更新もできます。 更新すると、更新後の有効期限まで個人番号カードとほぼ同様に使えます。ただし、e-tax 等で使用する公的個人認証の有効期間は3年間です。

A3 持っていない

ステップ1へお進みください。

顔写真付きの住基カードは、個人番号がついていないだけで、有効期限まで個人番号カードとほぼ同様にお使いいただけます。個人番号カードの申請から交付まで数ヶ月かかる場合もございますので、個人番号カードの交付を受けるまでは大切にお持ちください。

住基カードをお持ちの場合は、個人番号カード交付の際に交換となります。 住基カードの発行は12月28日までとなります(手数料250円)。

ステップ1

申請する方のみ

申請書を J-LIS に郵送

通知カードに同封されている申請書に記入し、返信用封筒で J-LIS に郵送します。

申請期限はありませんので、急いで手続きをする必要はありません。

申請書に必要事項を記入のうえ、署名または記名押印し、<u>顔写真を貼付のうえ</u> 返信用封筒で返送してください。

スマートフォンで顔写真を撮影し、オンラインで申請することもできます。

ステップ 2

28年1月以降

足立区から「通知書」と「ご案内」が届きます

申請した方には、足立区から個人番号カード交付の「通知書」と、「ご案内」が届きます。

個人番号カードを受け取るには、予約が必要です。

「通知書」とは

個人番号カード交付の際に提出する全国共通の書類です。 交付の際は、通知書に本人の署名をしたものが必要です。

「ご案内」の内容

足立区からの個人番号カード手続きに関するご案内です。 下記の事項が記載されています。

個人番号カードの予約方法 交付会場のご案内(地図) 持参書類等のリスト など

ステップ3

受け取り場所・日時の予約

通知書を受け取った方は、案内に記載されている予約センターへ、電話やWebなどにより受け取り場所・日時の予約をします。

【交付会場一覧】

交付場所	開設予定月			
区役所本庁舎別館				
千住特設会場	28年1月			
(北千住マルイ 10 階)				
東綾瀬特設会場	28年4月			
西新井特設会場	2 0 1 173			
舎人特設会場	28年6月			
花畑特設会場				

<u>予約の状況により、申請から交付まで数ヶ月かかる場合</u> もございますのでご了承くだ さい。 予約していただいた際に「予約番号」をお伝えします。<u>個人番号カード交付の</u> 際に必要となりますので忘れないようにしてください。

Webで予約された方には、確認のメールが届きます。

電話予約の方に限り、予約後に足立区から「予約完了のお知らせ」を封書でお送りします。

「予約完了のお知らせ」の内容

予約番号 交付日時・場所 受け取りに必要なもの など

ステップ4

これで手続き完了!

個人番号カードの受け取り

予約した日時・会場で個人番号カードを受け取ります。

受け取りに必要な書類等

通知カード 足立区が交付する通知書 (必要事項を記入) 本人確認書類

<u>予約の際にお伝えした予約番</u> 号が必要になります

住基カードをお持ちの場合は、 番号カードと交換となります。

交付の際には英数字等で複数 の暗証番号設定が必要です。



個人番号カード

マイナンバーはどのように使われるの?

通知されたマイナンバーは28年1月以降、区役所や官公署での各種手続き(国民健康保険や高齢医療制度、確定申告など)の際に必要となります。

また、事業主が官公署で行う税や社会保険関係の手続きに必要となるため、<u>雇用されている方(パート、アルバイトやその扶養親族を含む)は、勤務先にマイナンバーを知らせる必要があります。</u>

ポイント3

事業規模に関わらず、従業 員等を雇用している全て の事業主が、マイナンバー を取り扱います。

事業主のマイナンバー取り扱いについて

平成28年1月以降、事業主の皆様は官公署への税務関係、社会保障関係の手続きで必要となるため、従業員等のマイナンバーを取得しなければなりません。

<u>「従業員等」には、パート、アルバイトやその扶養家族も含みます。</u>

マイナンバー利用上の注意点

国のガイドラインより

注意点1 取得

・マイナンバーを取得できるのは法令で定められた場合のみで、利用目的の 通知・公表が必要。マイナンバー取得時の本人確認は厳格に行う。

注意点2 利用・提供

・税と社会保険の手続きでのみ利用でき、利用目的以外の利用や提供は不可。

注意点3 保管・廃棄

・必要な場合のみ保管可。必要なくなり次第速やかにかつ安全に廃棄が必要。

注意点 4 安全管理措置

・マイナンバーを扱う事務の範囲と担当者を明確にする、 P C で管理する場合はウイルス対策ソフトやアクセスパスワードを設定するなど、組織的・人的・技術的・物理的に個人情報を守るための仕組みづくりなどが必要。

<u>足立区ホームページにおいて、「よくあるご質問」等を掲載しています。今後、</u> 情報は随時更新していきます(HPから「マイナンバー」で検索してください<u>)</u>

【問合せ先】

個人番号カード交付に関すること

区民部 個人番号カード交付担当課長 坂田 光穂 電話(3880)5698

事業所の取り扱いに関すること

区民部 課税課長 荒井 広幸 電話(3880)5847